

苗木安定供給推進事業（拡充）

【平成27年度概算決定額 78,369（82,270）千円】

事業のポイント

花粉発生源対策や地球温暖化防止等に資する森林整備の推進並びに海岸防災林等被災した森林の再生に必要な優良種苗の安定供給に向けた取組を推進します。

<背景>

- ・林業の成長産業化を推進することにより、主伐の増加が想定され、伐採後の再造林を確実に実施する必要があります。
- ・再造林にあたっては、花粉発生源対策や地球温暖化防止などの社会的なニーズに適切に対応するために、花粉の少ない品種や成長に優れた品種等の苗木を用いた森林整備を推進することが重要です。
- ・また、造林意欲が高まっているカラマツについては、種子の供給が不足していること等により、需要にあった苗木の生産が確保されていない状況です。
- ・さらに、東日本大震災により被害を受けた海岸防災林の復旧が本格化しているため、海岸防災林を確実に再生していく必要があります。
- ・このため、これらに必要な優良種苗の安定的な供給に向けた取組を進めることが必要です。

政策目標

- 少花粉スギ等苗木の供給量を平成29年度にはおおむね1,000万本に増大します。
- 被災した森林の再生の進度に合わせ必要なマツ等の苗木1,300万本を供給します。

<内容>

ア ミニチュア採種園等の整備

- ① 花粉症対策品種や成長に優れた品種の苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良を支援します。
- ② カラマツ等の安定的な種子確保及び種子生産量の増産を目的とし、利用されていない採種園等の再活用を実施します。

イ コンテナ苗需給拡大

花粉症対策品種等のコンテナ苗の生産や利用の拡大を図るため、苗木生産者、造林事業者、素材生産業者、行政、研究機関等が一堂に会して合意形成や条件整備等に取り組む協議会の設置・運営等を支援します。

ウ 種苗生産施設の体制整備

海岸防災林等被災した森林の再生等に必要な苗木に加え、花粉症対策品種や成長に優れた品種等新品種の苗木の生産拡大に向けた育苗機械や種苗生産施設等の整備を支援します。

<補助率等>

- ア 1／2（国有林は定額）
- イ 1／2
- ウ 1／2

<事業実施主体>

国、都道府県、事業協同組合、農業協同組合、森林組合等

<事業実施期間>

ア①、ウ 平成25年度～平成29年度

ア②、イ 平成27年度～平成29年度

[担当課：林野庁整備課、研究指導課、業務課]